

参加条件書

第1条 く適用範囲

株式会社ベンチャーバンク(ファーストシップインターナショナル)がお客様との間で締結するプログラムに関する契約は、この条件書の定めるところによります。

第2条 く契約の申込と成立

参加者が弊社に対し本契約の申込をする場合は、参加者は弊社の指定する海外プログラム申込書に必要事項を記入して提出し、指定の期日までに所定のお申込金を振込み完了した時点で、本契約が成立します。

第3条 く会員登録期間

弊社の会員登録期間は、登録日より1年間有効です。

第4条 く拒否事由

弊社は、この約款に基づくプログラムの申込があったときにおいて、次に定める事由のいずれかが認められるときは、申込をお断りする場合があります。

- 参加者が未成年である場合、プログラム契約の申込について親権者等の同意がないとき。
- 参加者が希望する渡航先の定員の受け入れ可能枠や手続き期間に余裕がないなど、客観的に参加が認められる可能性がないことが明らかなき。
- 過去又は現在の心身の健康状態がプログラム参加にあたり不適切であると弊社が認めたとき。
- 現地の治安状況やその他の事情により、参加者の安全を確保できない、あるいはプログラム実施に障害があると判断したとき。
- その他弊社が不適当と認めたとき。

第5条 くプログラム費用

- 弊社の定めるプログラム費用とは、プログラムにかかる費用や弊社が提供する情報、サービスを含めたパッケージ費用です。
- 参加者は、弊社が別途定める各種プログラム費用、その他プログラム費用に含まれない費用(以下「その他費用」という)をお支払い頂きます。また、お申込時に支払われたお申込金は、プログラム費用の全額または一部に充当いたします。

プログラム費用に含まれない費用は、弊社作成の概算見積りも、お申込書、またはプログラム資料に明記しております。

3. 現地の学校、ヨガスタジオ、エージェント、宿泊滞在先、インターシップ先等の現地機関(以下「現地機関」という。)の都合上、各種交通機関の都合等 当社の責によらない事由により費用が変更された場合、当社の指示する方法に必要な差額をお支払い頂く場合があります。但し、振込手数料等は参加者の負担とします。

第6条 くプログラム費用等の支払い方法

プログラム費用等の支払いは、必ず当社の指定する期日までに、指定の口座に振り込みあるいはその他所定の方法でお支払いを頂きます。この際の振込み手数料などは参加者負担となります。指定の期日までに入金されない場合、手続きを停止することもあり、希望の出発時期まで手続きが完了できない場合があります。

第7条 く為替差益・差損

- 留学に関わるその他費用を弊社もしくは弊社提携企業が代行して現地機関に支払う場合、弊社もしくは弊社提携企業指定の社内レートにて決済を行います。
- 弊社もしくは弊社提携企業が日本円でお預かりしたプログラム費用、その他費用について、お預かり時から各支払い先への支払い時までの間に為替レートが変動し、弊社に差益あるいは差損が生じた場合、その差益又は差損は弊社もしくは弊社提携企業に帰属するものとし、その精算はいたします。
- 為替相場の著しい変動その他の事情により、弊社において、従前の費用のままで、プログラムを継続することが困難であると判断した場合、弊社はプログラム費用を変更することがあります。

第8条 く変更に関する手数料

- 参加者の都合により申込後、契約内容の変更(参加コース、出発日等)を希望する場合には、すでに開始済みのプログラム手配を変更、キャンセルする際に現地機関または滞在先に支払うキャンセル料、変更料等を参加者にご負担頂きます。
- 手続き開始後、契約内容の変更により、別の現地機関に、または施設へのプログラム手配が必要な場合には、新たに弊社指定のプログラム費用をお支払い頂きます。お支払済みのお申込金は、変更後のプログラム費用には充当いたしません。
- 弊社は、参加者の希望する変更事項に可能な限り協力いたしますが、希望どおり変更できることを保証するものではありません。
- 契約内容の変更によって生ずるプログラム費用ならびにその他費用の増加がある場合、変更手続き後に差額をご請求いたします。
- 契約内容の変更によって生ずるプログラム費用ならびにその他費用の減少がある場合、変更手続き後に弊社規定および現地機関等のキャンセル規定に準じ精算をし、その残金を返金いたします。

6. 出発後の変更をご希望される場合は、変更に関する手続きおよび費用の支払は参加者の責任と負担により行なっていただきます。また、お申込金およびプログラム費用、その他費用の返還はいたしません。但し、滞在費が現地手配機関から弊社に対し返金があった場合には、その額を返金いたします。現地機関から弊社への返金が一外貨の場合、現地機関より返金を受理した当日の為替レートを適用し、金融機関への支払手数料は参加者負担となります。

第9条 く申込後のキャンセル

本契約成立後、参加者が参加者の事情で本契約をキャンセルする場合は、参加者は弊社に対し次の区分に従ってキャンセル料をお支払い頂きます。

また弊社の責任とならぬ事由(ローン、渡航手続き等)により、プログラム参加を取り消しになる場合も、以下のキャンセル料が適用されます。

*お取消時すでに弊社がお客様からご依頼された渡航手続を開始又は終了している場合には、取消料の他に渡航手続所要費および渡航手続代行手数料を申し受けます。

*お客様は次に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。通信契約を解除する場合には、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なしにて取消料の支払いを受けてます。取消料の対象となるプログラム代金とは、表記のプログラム代金に追加代金を加えた合計額です。

【インストラクター養成コース】

キャンセル日	キャンセル料
申込日から手続き開始日まで	お申込金の100%
手続き開始日から出発日60日前まで	お申込金の100%+プログラム費用からお申込金を引いた金額の40%
手続き開始日から出発日59日前以降～出発日前日まで	お申込金の100%+プログラム費用からお申込金を引いた金額の80%
出発日以降および無連絡不参加	お申込金の100%+プログラム費用からお申込金を引いた金額の100%

【リゾートコース】

キャンセル日	キャンセル料
プログラム開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目～31日目	プログラム費用の10%
プログラム開始日の前日から30～3日目	プログラム費用の20%
プログラム開始日の前々日、前日、当日の旅行開始前	プログラム費用の50%
旅行開始後および無連絡不参加	プログラム費用の100%

※ピーク時とは、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 をいいます。

※プログラム開始日とは、お申込みプログラム参加のための旅行出発日をいいます。

* 手続き開始は、プログラム費用残金およびその他費用のご請求により、弊社もしくは提携企業においてプログラムに関する手続きを開始することをい、

「手続き開始日」はプログラム費用およびその他費用の残金請求書発行日と致します。残金請求書発行後は、残金未入金の場合でもキャンセル料は発生いたします。

*プログラム費用以外の現地学校/現地エージェント/航空券代金/その他機関等(以下「現地機関等」という)の授業料、その他費用として頂いている金額またはご請求済みの金額につきましては、現地機関等のキャンセル規定に準じ精算をし、その残金を返金いたします。返金が外貨の場合、返金時の為替レートは、現地機関等から返金を受理した当日の為替レートにて精算致します。金融機関への支払手数料は参加者負担となります。

第10条 (契約の解除)

弊社は以下の場合、参加者に対し本契約を解除することができます。

- 参加者の事情により、本プログラム参加を取りやめた場合。
- 参加者が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、弊社において本プログラムの目的・趣旨に照らして参加者のプログラム参加が不適当であると判断した場合。

- 参加者が弊社に対し、所定の期日までに必要な費用の支払いを完了しなかった場合。
- 参加者が所定の期日までに必要な書類の提出がなされない場合。
- 参加者が正当な理由なく、オリエンテーションを実施する上で必要な弊社の指示に従わない等、本契約を履行するのに困難な事情がある場合。
- 参加者が弊社に提出した申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した場合。
- その他弊社がやむを得ない事由があると認めた場合。

第11条 (催行人数の設定)

- コースを実施する上で必要である最少催行人数を定めています。
- お申込頂いた参加者の人数が最少催行人数に満たず中止になった場合には、下記のいずれかで対応させていただきます。

- ①登録費を含むプログラム費の全額返金
- ②別プログラムへの変更とその代金の充当
- ③プログラム参加時期の延期

第12条 く損害賠償義務

参加者が故意または過失により損害を与えた場合は直ちに当事者に損害の賠償を行わなければなりません。

また、弊社がその賠償を代位して行った場合、当該参加者に対して求償権をもつものとす。

第13条 く責任範囲

- 弊社はプログラム契約で規定された各種サービスを提供するものであり、プログラム、就業、宿泊その他の内容について保証するなどの責任を負うものではありません。プログラム、就業、宿泊等の内容は、渡航先、就業先、宿泊滞在先の各機関が独自に企画又は運営し提供するものであり、弊社が自らのサービスとして提供を行うものではありません。
- 弊社は、この約款に基づいて、参加者の希望する渡航先に対するプログラム申込みなどの手続き代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供などを行うものであり、参加者の希望する渡航先への合格、または渡航先での課程修了の誘負、就業先への就職、資格取得の誘負、その他プログラム中あるいはプログラム終了後の参加者に対して何らかの保証を行うものではありません。
- 弊社は、この約款に基づいて、参加者の希望する宿泊滞在先についての情報提供、紹介、手続き代行等のサポートサービスの提供を行うものであり、宿泊滞在先の質、内容等を保証するものではありません。
- 現地サポートサービスはあくまでも海外生活をサポートするものであり、参加者の安全や現地での生活を保証するものではありません。
- 弊社は、この契約に基づいて、ビザの手続き代行、ビザに関する最新情報の提供、ビザに関するコンサルテーション等を行いますが、ビザ取得の可否は各大使館等の判断に依るものであり、弊社が責任を負うものではなく、参加者のビザ取得を保証するものではありません。

第14条 く免責事項

- 弊社は、本契約事項に明記された義務を弊社の故意または過失に基づき履行せず、直接参加者に損害を与えた場合のみ法律上の責任を負担します。従って、以下に定める事項については弊社は一切の責を負いません。

①参加者からの必要書類が、予め指定した期日までに提出されない場合の出発の遅延

②現地受け入れ機関の都合又は弊社が管理できない事由により日程、宿泊先その他のプログラム内容が変更され、履行不能となった場合の一切の費用の返金

③ハイジャック、事故、運輸機関の遅延等による参加者の損害

④天変地異、政変、紛争、テロ、ストライキ等の不可抗力によって発生した参加者の損害

⑤為替や物価の変動等による滞在費や食費などの個人的な費用に対する参加者の出損

⑥参加者の個人的理由で渡航国に入国を拒否されるか、査証が不許可になった場合の一切の費用の返金

⑦参加者が現地の法律、研修先の規則を守らず参加者が損害を受けた場合の賠償

⑧参加者の意思により、プログラム参加を取りやめた場合にかかる滞在費等の費用返金等々の責任

⑨プログラム終了後、参加者の希望により滞在延期をする場合、その滞在期間中における一切の事故・または過失等

⑩参加者の主観的な事由に基づき、お客様の希望渡航先、就業先、滞在先の条件に参加者が適合しない場合の返金

⑪参加者の渡航先、就業先、滞在先等の事情により、授業、就業、宿泊内容、費用その他の内容が弊社の説明と異なり、又はプログラムが変更され、不能となった場合の差額の支払

2. 弊社はプログラム費の支払に際し、提携先金融ローン(紹介や申込手続き代行を行う事がありますが、それらは他当該ローン会社と参加者との間の法律関係であり、弊社は資格審査の結果によるローンの可否や債務保証、その他当該ローン会社と参加者との間の法律関係について、何ら責任も負いません。

3. 渡航後は参加者個人の責任において行動していただき、弊社はいかなる事故やトラブルに際しても一切の責任を負いません。

参加者の故意・過失・受入国の法令・公序良俗もしくは受入期間、滞在先の規則などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて参加者個人の負担となります。

またそれらの行為により弊社が損害を受けた場合は、弊社は参加者からの損害賠償を申し受けます。

第15条 (旅行保険契約締結義務)

弊社では参加者が海外にて快適かつ安全な生活を送っていただくために海外旅行保険へ必ずご加入頂きます。

第16条 (個人情報のお取り扱いについて)

参加者からお預かりする個人情報については、以下の通りお取扱いいたします。

1. 個人情報の収集

お預かりした個人情報は、参加者がご注文された商品や情報のお届け、会員制サービスの登録者か否かの確認、参加者が申し込まれたサービスなどをご提供する際の確認やご案内、参加者への情報提供および参加者との連絡などに利用させていただき、それ以外の目的で使用することはありません。

2. 情報提供の任意性

個人情報を提供するかどうかにつきましては、ご自身でご判断をお願いします。

ただし、必要な情報をご提供いただけなかった場合には、当社のサービスを受けられませんので、予めご了承いただけますようお願いいたします。

3. 個人情報の預託

お預かりした個人情報を業務委託のために外部の業者に預託を行う場合があります。

その場合には、個人情報の保護についての機密保持契約を締結するなど、必要な処理を実施するようにいたします。

4. 個人情報の提供

当社ではお預かりした個人情報を、法令に基づき開示を求められた場合を除き、原則として参加者の許可なく第三者に提供することはありません。

5. 個人情報の確認、訂正、削除について

参加者から個人情報に関する情報の確認、訂正または削除のご依頼があった場合には、請求者ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応させていただきます。その際には下記の窓口まで、文書もしくはE-Mailでお申し出いただけますようお願いいたします。

【個人情報に関する管理部署およびお問合せ先】

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クオスタワー31F

株式会社ベンチャーバンク ファーストシップインターナショナル 個人情報相談窓口

電話 03-5469-2881 email: privacy@firstship.net

第17条 (契約内容・約款の変更)

本契約および約款は、事情により予告なしに変更されることがあります。

ただし、変更があった場合は速やかに通知を行います。

第18条 く準拠法

本約款は日本国の法令に従い解釈するものとします。

第19条 く発効期日

本約款の内容は、2011年06月01日以降に締結される契約に適用されます。

旅行企画・実施：国土交通大臣登録旅行業第1914号

株式会社ベンチャーバンク

ファーストシップインターナショナル

東京都渋谷区渋谷2-15-1

渋谷クオスタワー31F

(社)日本旅行業協会正会員